高知県公報

発行　高知県
高知市丸ノ内一丁目２番20号
発行日　毎週２回（火曜日・金曜日）

目　次

告　示　　ページ
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令　（畜産振興課）　1

告　示

高知県告示第144号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第５条第１項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第２項の規定により次のとおり告示する。

平成25年３月19日

高知県知事　尾﨑　正直

１　実施の目的

監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため

２　実施の内容

（１）　発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
結核病	県内一円	１　搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛 ２　種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛 ３　１又は２の牛と同一施設内で飼育されている牛 ４　その他知事が検査が必要であると認める牛	平成25年４月１日から平成26年３月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第１に規定する検査の方法
ブルセラ病		１　県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛 ２　その他知事が検査が必要であると認める牛	〃	
ヨーネ病		１　県外から導入される乳用牛で、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛 ２　その他知事が検査が必要であると認める牛	〃	
伝達性海綿状脳症		月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体	〃	
馬伝染性貧血		知事が検査が必要であると認める馬	〃	
腐蛆病		知事が検査が必要であると認める蜜蜂	通常行う方法	
その他の監視伝染病		知事が検査が必要であると認める家畜	〃	

（２）　発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	平成25年４月１日から平成26年３月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法
チュウザン病		牛、水牛、めん羊及び山羊		〃
アイノウイルス感染症		牛、水牛及び山羊		〃
イバラキ病		牛及び水牛		〃
牛流行熱		〃		〃
高病原性鳥インフルエンザ		鶏、あひる、七面鳥、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥		〃